

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年2月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
厚生年金保険関係	6件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500292 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500102 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日に訂正し、昭和 44 年 4 月の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 2 月 21 日に A 社 B 支店（現在は C 社 B 支店）に採用され勤務していたが、その後、同年 4 月 21 日に新たにオープンした D 支店に転勤し、退職するまで D 支店に勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録において特定することができないものの、A 社 D 支店は昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日付で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の年金記録から判断すると、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、請求者の昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料についても納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500294号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500105号

第1 結論

請求者のA社における平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年10月から平成5年9月までの標準報酬月額については、16万円から22万円とする。

平成4年10月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成5年10月1日まで

A社の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の記録と相違しているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は16万円と記録されているところ、B厚生年金基金から提出された「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及びC健康保険組合の回答によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額及び標準報酬月額は、いずれも22万円であることが確認できる。

また、A社の担当者は、請求期間当時、厚生年金基金と社会保険事務所(当時)に提出する社会保険関係の届書は複写式であったと考えられる旨陳述しているところ、B厚生年金基金は、請求期間当時、事業所から同基金宛に提出される社会保険関係の届書は複写式であったと考えられ、事業所は健康保険組合経由で同基金及び社会保険事務所に届書を提出していたと思われる旨回答している上、C健康保険組合は、請求期間当時、事業所から同組合宛に提出される社会保険関係の届書は複写式であり、事業所は同組合経由で社会保険事務所に届書を提出していた旨回答している。

このことから、A社は、社会保険事務所に対してC健康保険組合を経由して同様の内容を記載した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は22万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500281 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500107 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円から 15 万円とする。

平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 25 年 7 月から同年 8 月までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

私は、A 社から、請求期間に係る標準報酬月額について、国の記録と厚生年金基金の記録が相違していると連絡を受けた。請求期間の標準報酬月額を事実に見合った額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び同社が提出した賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は賃金台帳に基づき 15 万円として届け出されているにもかかわらず、年金事務所は、標準報酬月額の算定が困難な場合に採用される保険者決定の方法により、資格取得時（平成 24 年 5 月）の標準報酬月額である 11 万 8,000 円を請求期間の標準報酬月額として処理していることが確認できる。

一方、当該処理が保険者決定とされている経緯について、日本年金機構 B 事務センターは、請求期間当時の事業所担当者との詳細なやりとりは不明であるものの、当時の関連資料等から判断すれば、保険者決定することなく、届出どおりの標準報酬月額として定時決定することが妥当であった旨回答している。

また、A 社が C 厚生年金基金に提出した算定基礎届によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、年金事務所に提出された算定基礎届により確認できる標準報酬月額と同額の 15 万円として届け出され、同額で決定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、年金事務所は、事業所から提出された請求期間の算定基礎届に係る事務処理について、適正な標準報酬月額の決定を行ったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から年金事務所に当初届出のあった 15 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500282 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500108 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 14 万 2,000 円とする。

平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 25 年 7 月から同年 8 月までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

私は、A 社から、請求期間に係る標準報酬月額について、国の記録と厚生年金基金の記録が相違していると連絡を受けた。請求期間の標準報酬月額を事実に見合った額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び同社が提出した賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は賃金台帳に基づき 14 万 2,000 円として届け出されているにもかかわらず、年金事務所は、標準報酬月額の算定が困難な場合に採用される保険者決定の方法により、資格取得時（平成 24 年 5 月）の標準報酬月額である 12 万 6,000 円を請求期間の標準報酬月額として処理していることが確認できる。

一方、当該処理が保険者決定とされている経緯について、日本年金機構 B 事務センターは、請求期間当時の事業所担当者との詳細なやりとりは不明であるものの、当時の関連資料等から判断すれば、保険者決定することなく、届出どおりの標準報酬月額として定時決定することが妥当であった旨回答している。

また、A 社が C 厚生年金基金に提出した算定基礎届によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、年金事務所に提出された算定基礎届により確認できる標準報酬月額と同額の 14 万 2,000 円として届け出され、同額で決定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、年金事務所は、事業所から提出された請求期間の算定基礎届に係る事務処理について、適正な標準報酬月額の決定を行ったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から年金事務所に当初届出のあった 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500283 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500109 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、16 万円から 17 万円とする。

平成 24 年 9 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 社から、請求期間に係る標準報酬月額について、国の記録と厚生年金基金の記録が相違していると連絡を受けた。請求期間の標準報酬月額を事実に見合った額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び同社が提出した賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は賃金台帳に基づき 17 万円として届け出されているにもかかわらず、年金事務所は、標準報酬月額の算定が困難な場合に採用される保険者決定の方法により、資格取得時（平成 24 年 5 月）の標準報酬月額である 16 万円を請求期間の標準報酬月額として処理していることが確認できる。

一方、当該処理が保険者決定とされている経緯について、日本年金機構 B 事務センターは、請求期間当時の事業所担当者との詳細なやりとりは不明であるものの、当時の関連資料等から判断すれば、保険者決定することなく、届出どおりの標準報酬月額として定時決定することが妥当であった旨回答している。

また、A 社が C 厚生年金基金に提出した算定基礎届によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、年金事務所に提出された算定基礎届により確認できる標準報酬月額と同額の 17 万円として届け出され、同額で決定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、年金事務所は、事業所から提出された請求期間の算定基礎届に係る事務処理について、適正な標準報酬月額の決定を行ったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から年金事務所に当初届出のあった 17 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500284 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500110 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、22 万円から 28 万円とする。

平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 25 年 7 月から同年 8 月までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

私は、A 社から、請求期間に係る標準報酬月額について、国の記録と厚生年金基金の記録が相違していると連絡を受けた。請求期間の標準報酬月額を事実に見合った額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び同社が提出した賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は賃金台帳に基づき 28 万円として届け出されているにもかかわらず、年金事務所は、標準報酬月額の算定が困難な場合に採用される保険者決定の方法により、資格取得時（平成 24 年 5 月）の標準報酬月額である 22 万円を請求期間の標準報酬月額として処理していることが確認できる。

一方、当該処理が保険者決定とされている経緯について、日本年金機構 B 事務センターは、請求期間当時の事業所担当者との詳細なやりとりは不明であるものの、当時の関連資料等から判断すれば、保険者決定することなく、届出どおりの標準報酬月額として定時決定することが妥当であった旨回答している。

また、A 社が C 厚生年金基金に提出した算定基礎届によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、年金事務所に提出された算定基礎届により確認できる標準報酬月額と同額の 28 万円として届け出され、同額で決定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、年金事務所は、事業所から提出された請求期間の算定基礎届に係る事務処理について、適正な標準報酬月額の決定を行ったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から年金事務所に当初届出のあった 28 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500234 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500103 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から平成 16 年 10 月 1 日まで

A 社に平成 15 年 5 月末には入社し、その後、B 社に異動をしたが、合わせて 2 年以上は勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないのは納得できないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は平成 15 年 5 月 21 日から A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については、資料の保管がなく不明であり、請求期間当時、国民年金の加入者など本人が希望していなかった場合は厚生年金保険に強制加入させていなかった可能性がある旨回答している。

また、A 社が加入している C 健康保険組合の記録によると、同社は、請求者が健康保険の被保険者資格を平成 16 年 10 月 1 日に取得し、平成 17 年 2 月 1 日に喪失した旨の届出を行っていることが確認でき、当該記録は請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致している上、請求期間のうち、平成 16 年 7 月 21 日から同年 9 月 30 日については、請求者は D 県 E 市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500277 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500104 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における船員保険（昭和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険）の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 1 月 2 日から平成 4 年 7 月 31 日まで

A 社で勤務していたとき、月の最低手取金は 15 万円で、年間最低でも 300 万円はもらっていた。船員保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額よりも低くなっているため、請求期間の標準報酬月額について、年金額に反映する記録として実際の額に見合うように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する請求者に係る「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「船員保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、当該通知書に記載された標準報酬月額はいずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、請求期間において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額と請求者に係る標準報酬月額を船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において比較したところ、請求者の標準報酬月額のみが低額で記録されている事情は見当たらない上、請求者の標準報酬月額に係る記録が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求期間当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料（昭和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険料）の控除の事実をうかがわせる関連資料を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主より給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500271号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在はB社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

A社から、平成16年12月に賞与が約20万円支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないのは納得できないため、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間に賞与の振込があったとする金融機関の預金取引明細によれば、当該期間に賞与の振込は確認できない。

また、A社は、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を行ったかは不明と回答している上、請求者は、賞与支給明細書等の関連資料を保管していないため、請求期間において賞与が支給されたことを確認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500293 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500111 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後の B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 1 月頃から昭和 42 年 1 月頃まで

私は、請求期間において C 事業所 (適用事業所名称は A 社) にトラックの運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が同僚として氏名を挙げた者の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者が A 社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、請求期間のうち、昭和 37 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、適用事業所台帳によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間始期 (昭和 37 年 1 月 1 日) より後の昭和 37 年 7 月 1 日であることが確認でき、当該日以前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社において取締役及び監査役を歴任した元事業主の妻に照会したが、当該妻は聴取などが困難である上、元事業主の家族は請求期間当時の関連資料は保管されていないと陳述している。

さらに、A 社において社会保険及び経理事務全般を担当していたとして請求者が氏名を記憶する者は、健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) に氏名が見当たらない上、当該被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が同社において経理業務等を行っていたとして氏名を挙げた同僚については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、既に死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が A 社において請求者と同様の業務に従事していたとして姓のみを挙げた同僚 4 名のうち 2 名は、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、被保険者原票により、同姓の同僚が確認できる他の 2 名についても、死亡又は連絡先等が不明であることから、当該同僚の業務内容及び請求者の主張を確認できない。

また、請求期間における被保険者原票では、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。